第八版の刊行にあたって

今回の改訂においては、以下のことに伴う内容の改訂を行っている。

ア 「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」（平成30年法律第29号）が、平成31年４月１日から施行された。

イ 「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が、令和２年４月１日から施行された。

ウ 「民法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第24号）が、令和３年４月28日に公布され、民事関係の改正部分が令和５年４月１日から施行され、その他の部分は段階的に順次施行される（改正法附則１条本文）。

エ　郵便料金が令和３年10月１日から改定された。

そのほか、新たな文献や実務の動向等に基づいて、内容の改訂を行っており、本書は、公示送達・公示催告・証拠保全の実務に必要と思われる最新の情報を盛り込み、当該実務に携わる者の利用に供することのできるアップ・ツー・デートなものとしたつもりである。本書が、今後とも、当該実務に携わる沢山の方々に利用いただけるものとなれば幸いである。

令和５年１月

園　部　　厚

はしがき

本書は、「書式　支払督促・公示催告の実務〔全訂三版〕」を、支払督促の部分（「書式　支払督促の実務〔全訂四版〕」として本年４月に刊行済み）と公示催告の部分に分け、そのうちの公示催告の部分に意思表示の公示送達についての説明を新たに加えて刊行したものである。

「書式　支払督促の実務〔全訂四版〕」の「全訂四版の刊行にあたって」でも述べたように、前回の全訂三版の刊行から１年半余りで全訂四版を刊行することとなり、本書が、実務に携わる多数の者に利用され、浸透していることを実感した次第である。

さらに、本書においては、読者からの要望等もあり、意思表示の公示送達についての説明を加えることになった。

意思表示の公示送達については、その手続全般について、書式を含めて解説した実務書はあまりなく、特に相手方不明の場合についての説明や書式を載せたものはほとんどない状態である。

本書は、相手方不明の場合の解説や書式を含め、意思表示の公示送達手続の全般について、実務上必要と思われる説明と書式はひととおり入れたつもりである。また、今回の改訂において、公示催告の部分についても、内容を見直し、最新の実務の動向や判例等を取り入れたつもりである。

今後とも、本書を、常に、実務に対応した、正確な内容で、よりアップ・ツー・デートなものにしていくよう、努力する次第である。

本書が、実務の迅速・的確な運用にいささかでもお役に立てれば望外の幸せである。本書の刊行にあたっては、㈱民事法研究会代表取締役・田口信義氏および編集部の上野恭世氏に大変お世話になったことを記して、厚く御礼を申し上げる次第である。

平成14年５月

園　部　　厚

第３章　意思表示の公示送達（公示による意思表示）の申立て

Ⅰ　管轄裁判所

意思表示の相手方が誰であるか知り得ない場合は、表意者の住所地の簡易裁判所の管轄に属し、意思表示の相手方の所在を知り得ない場合は、相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属することになる（民98条４項）。

申立ての対象となる意思表示についての契約書中に管轄合意の記載があっても、民法上の手続である意思表示の公示送達（公示による意思表示）の管轄に、当該管轄合意の効力は及ばないと解される（非訟10条参照）（簡裁民事手続Ⅱ〔３訂版〕451頁）。

Ⅱ　申立ての方式

意思表示の公示送達（公示による意思表示）の申立ては、書面を裁判所に提出してしなければならない（非訟43条１項）。

申立てにおいては、意思表示をする表意者が申立人、その意思表示を受ける者が相手方となる。申立書には、「申立人から相手方に対する意思表示を記載した別紙書面を公示送達の方法により送達されたい」旨を請求の趣旨として記載し、請求の理由として意思表示を必要とする理由、相手方の不明またはその所在不明の事実を記載し、当事者（申立人、相手方）の表示、事件の表示（意思表示の公示送達申立事件）、附属書類の表示、年月日、裁判所の表示を記載する（非訟43条２項、非訟規１条）。

なお、司法書士法の改正により（平成15年４月１日施行）、司法書士会の会員である司法書士は、所定の研修の課程を修了し、法務大臣の認定を受ける

と（司書３条２項）、簡易裁判所における訴訟代理権等が付与された（司書３条１項６号）が、意思表示の公示送達（公示による意思表示）については、司法書士法３条１項６号のイないしホのいずれにも該当しないので、司法書士が代理人となることはできない。

［図１］　意思表示の公示送達の手続の流れ

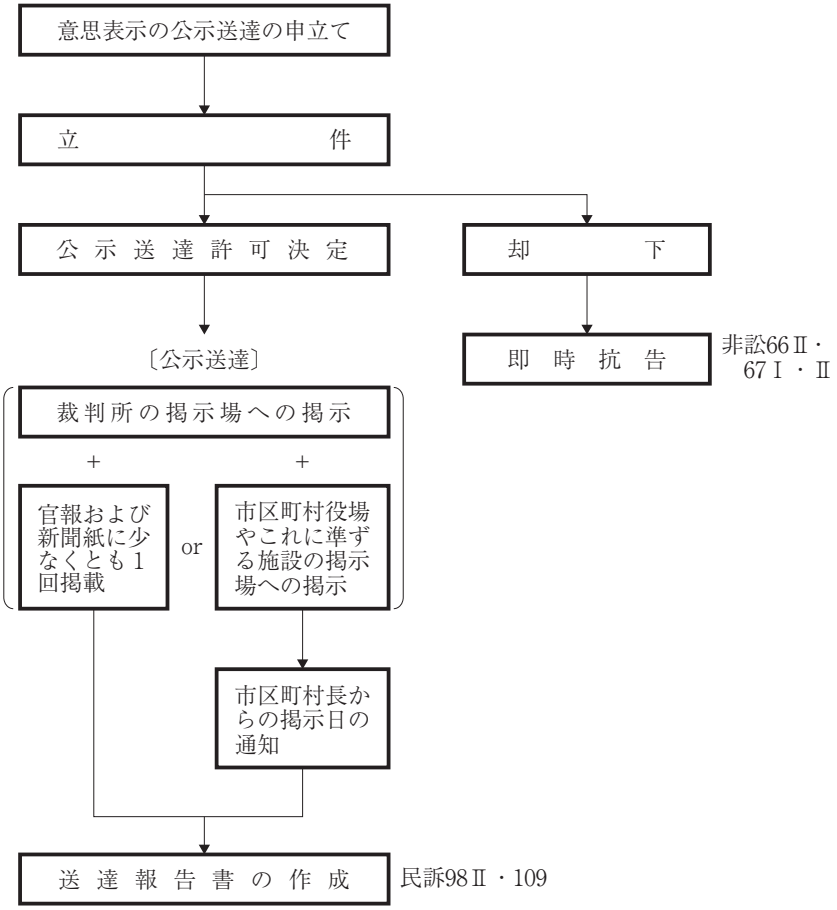

【書式１】　意思表示の公示送達申立書⑴〔相手方不明の場合〕（白紙委任契約取消しの意思表示）

収入印紙
1000円

意思表示の公示送達申立書

令和○年○月○日

○○簡易裁判所　御中

申立人　甲　野　太　郎　㊞

（電話　○○○―○○○―○○○○
FAX　○○○―○○○―○○○○）

〒000-0000　○○県○○市○○町○丁目○番○号
申　立　人　甲　野　太　郎
相　手　方　（　不　明　）

委任契約等取消の意思表示の公示送達事件

第１　申立ての趣旨

申立人から相手方（不明）に対する意思表示を記載した別紙通知書を公示送達の方法により送達されたい。

第２　申立ての理由

１　申立人は，令和○年○月○日申立外丙川三郎に対し，申立人所有の
「○○県○○市○○町○丁目○○番○　宅地　○○．○○ m^2
○○県○○市○○町○丁目○○番地○　家屋番号○○番○
木造瓦葺平家建居宅　１階　○○．○○ m^2」
の登記済権利証，印鑑証明書，白紙委任状を交付し，上記土地建物に抵当権を設定し，金銭を借用することを同申立外人に委任し，その際，同申立外人の知人が受任者となっても妨げない旨も特約した。

２　１の委任契約は，申立人が同申立外人に負担する貸金○○万円の返済を強く要求され，同申立外人の知人数名に取り囲まれ，種々の暴言及び暴力により強迫され，畏怖した結果なされたものである。

３　申立人は，同申立外人に対し，１の委任契約は２の強迫による意思表示によるものであり，その意思表示を取り消す旨通知したが，同申立外人は，１の委任契約の際に交付した登記済権利証，印鑑証明書，白紙委任状を同人の知人に交付したと述べ，その知人の氏名を明らかにしない。

４　申立人としては，３の知人を調査する方法がないので，本申立てをするものである。

証拠方法

１　調査報告書

附属書類

１　通知書　　原本及び写し各１通
２　証拠方法　　１通

（注） 申立書には、申立手数料として、1000円の収入印紙を貼付する（民訴費３条別表第１・16イ・８条。「基本となる手続が開始されるもの」にあたる）。

【書式２】　公示送達対象通知書⑴〔相手方不明の場合〕（白紙委任契約取消しの意思表示）

通　　知　　書

令和○年○月○日

被通知人　殿

〒000-0000　○○県○○市○○町○丁目○番○号
通知人　甲　野　太　郎　㊞

1　通知人は，令和○年○月○日丙川三郎に対し，通知人所有の
「○○県○○市○○町○丁目○○番○　宅地　○○．○○ m^2
○○県○○市○○町○丁目○○番地○　家屋番号○○番○
木造瓦葺平家建居宅　１階　○○．○○ m^2　」
の登記済権利証，印鑑証明書，白紙委任状を交付し，上記土地建物に抵当権を設定し，金銭を借用することを丙川三郎に委任し，その際，丙川三郎の知人が受任者となっても妨げない旨も特約した。

2　１の委任契約は，通知人が丙川三郎に負担する貸金○○万円の返済を強く要求され，丙川三郎の知人数名に取り囲まれ，種々の暴言及び暴力により強迫され，畏怖した結果なされたものである。

3　申立人は，丙川三郎に対し，１の委任契約は２の強迫による意思表示によるものであり，その意思表示を取り消す旨通知したが，丙川三郎は，１の委任契約の際に交付した登記済権利証，印鑑証明書，白紙委任状を同人の知人に交付したと述べ，その知人の氏名を明らかにしないので，登記済権利証，印鑑証明書，白紙委任状の交付を受けた可能性のある不特定の被通知人に対し，本書をもって，１の委任契約の意思表示を強迫により取り消す。

4　以上のとおり，通知する。

［著者紹介］

園 部　厚（そのべ　あつし）

●著者略歴●

昭和61年３月最高裁判所書記官研修所一部修了
最高裁判所刑事局、東京地方裁判所民事第21部主任書記官を歴任
現在、東京簡易裁判所判事

●主な著書および論文●

〔裁判事務手続講座〕民事法研究会

『書式不動産執行の実務〔全訂12版〕』、『書式債権・その他財産権・動産等執行の実務〔全訂15版〕』、『書式支払督促の実務〔全訂10版〕』、『書式借地非訟・民事非訟の実務〔全訂五版〕』、『書式代替執行・間接強制・意思表示擬制の実務〔第六版〕』、など

〔わかりやすい紛争解決シリース〕民事法研究会

『わかりやすい労働紛争解決の手引〔第２版〕』、『わかりやすい物損交通事故紛争解決の手引〔第３版〕』、『わかりやすい敷金等返還紛争解決の手引〔第２版〕』、『わかりやすい貸金・保証関係紛争解決の手引』、『わかりやすい消費者信用関係紛争解決の手引』、『わかりやすい不動産登記関係紛争解決の手引』

『三訂版不動産競売マニュアル（申立・売却準備編）』新日本法規、『三訂版不動産競売マニュアル（売却・配当手続編）』同、『民事執行の実務㈠・㈡』同、『執行関係訴訟の実務』青林書院、『身近な損害賠償関係訴訟―理論と裁判例』同、『交通事故物的損害の認定の実際〈理論と裁判例〉改訂版』同、『〔改訂版〕和解手続・条項論点整理ノート』新日本法規、『〔三訂版〕一般民事事件論点整理ノート』同、『簡裁民事訴訟マニュアル』日本評論社、『簡裁民事訴訟事件要件事実マニュアル〔第２版〕』民事法研究会、『実務解説　民事執行・保全〔第２版〕』同、など

（共著）「平成２年度主要民事判例解説」判例タイムズ762号、（共著）「承継執行文に関する若干の問題」書協会報117号、（共著）『債権執行の諸問題』判例タイムズ社、（共著）『不動産の競売手続ハンドブック〔改訂版〕』金融財政事情研究会、（共著）「供託先百選〔第２版〕」別冊ジュリスト158号、など

書式 意思表示の公示送達・公示催告・証拠保全の実務〔第八版〕

令和５年３月31日　第１刷発行

定価　本体3,600円＋税

著　者　園　部　　厚
発　行　株式会社　民事法研究会
印　刷　株式会社太平印刷社

発行所　株式会社　**民事法研究会**
〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
〔営業〕　TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258
〔編集〕　TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278
http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。
ISBN978-4-86556-554-6 C3332　¥3600E